

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の改正案  
に関する意見募集の結果について

平成26年7月25日  
内閣官房地域活性化統合事務局

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年4月25日法律第30号）が成立しました。これに伴い、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）第8条に基づき定められた「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」改正案について、平成26年5月31日から平成26年6月13日まで電子政府の総合窓口「パブリックコメント」のページに掲載することにより御意見を募集したところ、13件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします。皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも地域活性化の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間

平成26年5月31日（土）から平成26年6月13日（金）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送又はFAX

2. 意見募集の結果

(1) 提出者数：7（個人4、団体3）

(2) 意見総数：13件

3. 提出されたご意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

4. その他

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の改正については、7月25日付けで閣議決定されました。

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」改正案に関する意見募集の結果と対応

(別紙)

No.	該当箇所 (章 節)	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方	修正内容
1	前文 第1章1.	中心市街地活性化施策として、「郊外部より中心部が経済的活動をするのに有利であること」、「マイカーでの移動より公共交通機関を利用した方がお得であること」を講じるべき。	今回の変更では、「中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設する」とともに、「地域公共交通網形成計画との調和」を求めることで、中心市街地の活性化を図っていきます。	原案どおり
2	第3章 2. (1)	中心市街地の数について、「①複数の拠点を一体の区域とみなすことができる。②複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能である。」について、案のとおり当該文言を盛り込まれたい。	案のとおり当該文言を盛り込みます。	原案どおり
3	第7章 2. (4)	「中心市街地特例通訳案内士」については、国内でガイド・通訳育成を行っている専門学校に通う外国人留学生に対して、高度専門士としての就労ビザ認定の条件を大幅に緩和することで実現できると考える。	御意見として承ります。	原案どおり
4	第7章 2. (4)③	「取り組み」を「取組」とすべきと考える。	御指摘のとおり修正します。	「取り組み」を「取組」に修正。
5	第8章 1.	「当該事業の計画策定、実施にあたっては、地域公共交通活性化・再生法及び同法に基づく地域公共交通網形成計画と一体的に行う」旨を明記すべき。	御指摘の事項については、第12章2. 都市計画等との調和に明記しています。	原案どおり
6	第8章 1. (1)	中心市街地へのアクセスが、中心市街地における徒歩回遊性を阻害しないようにする必要性を明記すべき。	第1章2. ①において、中心市街地活性化の目標として、「多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」と明記しているところであり、これを踏まえて、適切に運用していきます。	原案どおり
7	第8章 2. (6)	緑化を伴う中心市街地の一部を「公園」とみなし、その中の道路を園路に準ずるものとして扱うという案も提言したい。	第12章1. において、事業等の推進上の留意事項として、「快適な歩行者空間の確保、美しい都市景観の創造等に留意する」と明記しているところであり、これを踏まえて適切に運用していきます。	原案どおり
8	第9章1. (1)	基本計画事業の実施に際し、連携を図ることとされている「様々な関係者」に、「商工会議所」を明記すべき。	御指摘を踏まえ、「地域経済団体」として追記します。	「市町村、地域住民、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者」を「市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者」に修正。
9	第9章1. (2) 第9章1. (2)②	協議会の機能について、「市町村が策定する基本計画の内容や事業評価等の決定について、協議会の『了承』を要するとともに、事業遂行段階においては、『事業計画の変更提案』を行うなど、能動的機能を有する」旨を明記すべき。	第9章1. (2)及び(2)②において、「協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行う等の意欲的な取組が期待される」と明記することとしており、これを踏まえて適切に運用していきます。	原案どおり
10	第9章	まちづくり会社等について、「地域のまちづくりの理念を具現化し、空き地・空き店舗等の利活用推進などの公的な役割を担う組織体」として、明記すべき。	御意見として承ります。	原案どおり
11	第11章 2. (1)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の数値目標について、結果責任としてしっかりこれが達成されたかどうか検証することは、本件事業が国の公金等を投じるものである以上、当然の責務だと考える。	第2章6. (1)において、ご指摘の事項について明記することとしており、これを踏まえて適切に運用していきます。	原案どおり
12	第12章 3.	「タバコの煙による受動喫煙やポイ捨てなど健康・環境・美化の問題に配慮することも重要である」を追加すべき。	第12章1. において、事業等の推進上の留意事項として、「快適な歩行者空間の確保、美しい都市景観の創造等に留意する」と明記しているところであり、これを踏まえて適切に運用していきます。	原案どおり
13	第12章4.	都道府県が広域的観点から市町村に対して行う指導・助言等の対象については、大規模集客施設の立地に限定せず、福祉施設や公共施設、文化施設等の立地についても明記すべき。 広域調整の具体的な手続き(調査、検討などの意思決定プロセス)を明記すべき。	御意見として承ります。	原案どおり